

香川県栄養塩類管理計画について（報告）

令和6年3月に策定・運用を開始している「香川県栄養塩類管理計画」（以下「計画」という。）について、これまでの取組状況を報告する。（資料9別添「香川県栄養塩類管理計画（概要版）」を参照）

1 栄養塩類増加措置の実施について

計画では、県内5か所の下水処理場における季節別運転管理を栄養塩類増加措置としており、実施期間は概ね10月から3月までの間である。令和6年10月1日から順次、各下水処理場において計画に基づく季節別運転管理を開始している。

2 計画の進ちょく状況

令和6年度は、9月3日に第3回協議会を開催したほか、下表のとおり実施した。

項目	R5年度	R6年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会	3/14						9/3						
計画運用状況	運用開始							増加措置開始					
栄養塩類増加措置		通常運転（総量規制の範囲内で運用）						季節別運転管理					
モニタリング		★ 4/16	★ 5/14	★ 6/13	★ 7/25	★ 8/15	★ 9/13	★ 10/16	★ 11/8	★ 12/23	★ 1/22	★ 2/14	★ 3/11
下水道		下水処理施設運転データの収集、整理											
水産								栄養塩類のモニタリングデータの収集、整理			対象生産物の状況（ノリの色調）データの収集、整理		
環境		周辺環境モニタリングデータの収集、整理											
		計画運用状況のとりまとめ、関係者への情報提供											
ワーキング			★ 5/13				★ 8/20		★ 10/15		★ 12/25	★ 2/7	

3 ワーキンググループの設置について

(1) 設置趣旨

計画の運用にあたっては、水産・下水道・環境の3者がスクラムを組んで、相互連携・協力して進めていく必要があるため、計画の実施状況など情報共有を目的としたワーキンググループを令和6年4月に設置した。



(2) 構成

栄養塩類増加措置実施者	三本松浄化センター、鴨部川浄化センター、香東川浄化センター、大東川浄化センター、金倉川浄化センター
県関係課	水産課、下水道課、環境管理課、水産試験場、環境保健研究センター

(3) 内容

下水処理場での運転状況や施設に関する情報、ノリ養殖に関する情報（生育状況等）、水質モニタリング結果等の情報共有。

(4) 開催頻度

年5回

通常運転期間（4月～9月）に2回、増加措置実施期間（10月～3月）に3回

※今年度のワーキングは、5回全て終了している。

4 参考：他県の計画策定状況

計画名称	策定・公表状況
兵庫県栄養塩類管理計画	令和4年10月策定
山口県栄養塩類管理計画	令和7年2月策定
愛媛県栄養塩類管理計画（案）	パブリック・コメント実施中